

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省30－②)

政策分野名 【施策名】	漁村の健全な発展					担当部局名		水産庁 【計画課/防災漁村課/加工流通課】				
政策の概要 【施策の概要】	漁村地域においては、景観等の地域資源、多面的機能等、漁村のもつ特性を活かして希望を持って定住できる地域を実現していくことが重要である。また、水産物は「身近な自然のめぐみ」であるとともに、国民の健康の維持向上にも寄与するものであり、その消費拡大に取り組むことが重要である。 この中、水産物の供給拠点として極めて重要な役割を果たす漁村の健全な発展を図るため、 ①漁港・漁場・漁村の総合的整備及び多面的機能の発揮の促進 ②加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開 の施策を行う。					政策評価体系上の 位置付け		水産物の安定供給と水産業の健全な発展				
政策に関係する内閣の重要政策	水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定) 第2 I 4 加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開 第2 I 5 漁港・漁場・漁村の総合的整備 第2 I 6 多面的機能の発揮の促進 第2 II 3 渚泊の推進による漁村への来訪者増加 漁港漁場整備長期計画(注1)(平成29年3月28日閣議決定) 第1 漁場漁港整備事業についての基本的考え方 第2 実施の目標及び事業量 社会資本整備重点計画(注2)(平成27年9月18日閣議決定) 第3章 計画期間における重点目標と事業の概要 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成30年6月1日改訂) Ⅲ 9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I [4] 1.(3) iv) 水産業改革 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2章 5.(4)①農林水産新時代の構築 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定) Ⅲ 3. 水産分野					政策評価 実施予定時期		平成33年8月				
施策(1)	漁港・漁場・漁村の総合的整備及び多面的機能の発揮の促進											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁村の持つ特性を活かしつつ、希望を持って定住できる地域を実現するため、藻場・干潟の保全・創造等の豊かな生態系を目指した水産環境整備、水産物の安定供給基盤となる漁港機能の維持・向上、漁村地域の労働・生活環境の改善、災害に強い漁村づくり等を推進する。											
目標① 【達成すべき目標】												
測定指標		基準値	目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
			基準年度	目標年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度			
(ア) 漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産量		0万トン	平成28年度	8万トン (累計)	平成33年度	1.6万トン	3.2万トン	4.8万トン	6.4万トン	8万トン	S ↑ 一直	漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「豊かな生態系の創造と海域の生産力向上」を達成するため、成果目標として、「水産資源の回復や生産力の向上のための漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産量」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、水産業・漁村の多面的機能の発揮に寄与するものとして設定した。 目標値については、水産基本計画における自給率目標の達成のため、排他的経済水域を含めた我が国周辺水域における漁場整備を図ることとし、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、長期計画において目指す主な成果として、平成33年度までにおおむね8万トンの水産物を増産するものとした。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。

	(イ) 都市漁村交流人口の増加数	0万人	平成28年度	100万人	平成33年度	20万人	40万人	60万人	80万人	100万人	S↑一直	水産業・漁村の多面的機能が発揮され、漁村の持つ魅力発信により、漁村への訪問や漁村の人々との交流の促進が期待されることから、「都市漁村交流人口の増加数」を指標として選定した。 なお、漁港漁場整備長期計画（平成29年度3月28日閣議決定）の中で、漁村の活性化により都市漁村交流人口を33年度までにおおむね 100万人増加させることとしており、年度ごとの目標値は、33年度の目標値を達成するため、毎年一定割合で向上させることとして、設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。
目標② 【達成すべき目標】		漁業地域の防災機能・減災対策の強化										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					29年度	30年度	31年度	32年度	33年度			
(ア) 海岸堤防等の個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率	約0%	平成26年度	100%	平成32年度	32%	54%	77%	100%	-	S↑一直	社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。）では、平成27年度から32年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用（賢く使う取組）に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定したところ。 重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地く漁港＞海岸分野では、戦略的な維持管理・更新等を推進するため「海岸の長寿命化計画（個別施設計画）の策定率」を指標として設定するとともに、南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定される地域等において、粘り強い構造の海岸堤防等の整備を推進するため「海岸堤防の整備率（計画高までの整備と耐震化）」及び津波到達前に水門等を安全かつ迅速・確実に閉鎖するため「水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率」を指標として設定した。 各年度ごとの目標値については、重点計画の指標を設定する際に行った海岸管理者に対する聞き取り結果を基に設定した。	
					33%							
(イ) 南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率	約16%	平成26年度	約66%	平成32年度	45%	54%	59%	66%	-	S↑一直		
					33%							
(ウ) 南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	約32%	平成26年度	約89%	平成32年度	53%	65%	77%	89%	-	S↑一直		
					40%							
(エ) 災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合	0%	平成28年度	30%	平成33年度	2%	6%	8%	12%	30%	S↑一直		
					1%							
(オ) 防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合	48%	平成27年度	60%	平成33年度	52%	54%	56%	58%	60%	S↑一直		
					-							

						73%	80%	86%	93%	100%		漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定)において、重点課題「漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」を達成するため、成果目標として、「老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、漁業地域の防災機能・減災対策の強化に寄与するものとして設定した。 目標値について、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、老朽化診断の結果、岸壁及び防波堤について、その主要部に著しい老朽化が発生しており、要求性能(施設がその目的を達成するために必要とされる性能)を下回る可能性がある」と診断されていない漁港又はその診断に対して必要な対策が行われた漁港の割合を、66%(平成28年度)から、おおむね100%(平成33年度)に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値については、平成33年度の目標値(おおむね100%)を達成するため、毎年一定割合で向上させることとした。
施策(2)		加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		水産物の品質・衛生管理対策の推進、加工・販売等の6次産業化の推進、加工・流通機能の発揮による適切な需給バランスの確保等により、水産物の消費拡大と安全な水産物の安定供給を目指す。										
目標① 【達成すべき目標】		多様なニーズへの対応による消費量の拡大及び水産物の輸出促進										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					29年度	30年度	31年度	32年度	33年度			
(ア) 魚介類(食用)の消費量	49.4kg/人 年	平成26年度	46.4kg/人 年	平成39年度	46.4kg/人 年 45.6kg/人 年	46.4kg/人 年	46.4kg/人 年	46.4kg/人 年	46.4kg/人 年	F＝一直	新たな「水産基本計画」(平成29年4月28日閣議決定)において、平成39年度の1人1年当たりの食用魚介類の消費量(粗食料ベース)を46.4kgとする目標を掲げていることから、年度毎の目標値に「46.4kg/人年」を設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の「魚介類(食用)の消費量」を把握できないことから、前年度の概算値を用いて実績評価を行う。	
(イ) 水産物の輸出額	1,700億円	平成24年	3,500億円	平成31年	2,847億円 2,749億円	3,157億円	3,500億円	-	-	F ↑ 一直	新たな「水産基本計画」(平成29年4月28日閣議決定)において、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)において、農林水産物・食品輸出額について平成31年に1兆円を達成することとされており、水産物についても3,500億円目標の達成に向け、一層の輸出拡大に取り組むこととされていることを踏まえ、「水産物の輸出額」を指標として設定した。目標値は、基準年の2012年(1,700億円)から2019年(3,500億円)までの年間増加率(年10.9%)を用いて設定した。	
(ウ) 輸出拡大漁港数	0漁港	平成28年度	60漁港	平成33年度	6漁港 6漁港	12漁港	18漁港	24漁港	60漁港	S ↑ 一直	漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「水産業の競争力強化と輸出促進」を達成するため、成果目標として、「水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港(注5)であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港のうち、輸出を拡大させる漁港数」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、多様なニーズへの対応による消費量の拡大及び水産物の輸出促進に寄与するものとして設定した。 目標値については、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港において、漁港の生産・流通機能の強化や輸出先国ニーズに対応した生産・流通体制の確保などの輸出拡大に資する取組を実施し新たに輸出拡大した漁港数を、おおむね60漁港(平成33年度)に拡大させることを目標とした。年度ごとの目標値については、長期計画での目指す主な成果を設定する際に実施した漁港管理者に対する聴き取り結果等を基に設定した。	

目標② 【達成すべき目標】		漁港における市場・流通機能の強化									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
(ア) 新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割合	0%	平成28年度	50%	平成33年度	5%	10%	15%	20%	50%	F ↑ 一直	漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「水産業の競争力強化と輸出促進」を達成するため、成果目標として、「水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割合」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、漁港における市場・流通機能の強化に寄与するものとして設定した。 目標値については、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産物の流通拠点となる漁港において、新たに水産物の安全の確保・鮮度保持、出荷量の安定化、生産・流通コストの削減が図られた水産物の取扱量の割合を、おおむね50%(平成33年度)にすることを目標とした。年度ごとの目標値については、長期計画での目指す主な成果を設定する際に実施した漁港管理者に対する聴き取り結果等を基に設定した。
					6%						
政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等					平成30年行政事業 レビュー 事業番号
	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]								
(1) 漁港漁場整備法 (昭和25年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (1)-②-(エ) (1)-②-(オ) (1)-②-(カ) (2)-①-(ウ) (2)-②-(ア)	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的としている。 この法律に基づき漁港漁場整備事業を推進することで、目標が計画的に達成されることに寄与する。					-
(2) 海岸法 (昭和31年)	-	-	-	-	(1)-②	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。					-
(3) 水産加工工業施設改良資金 融通臨時措置法 (昭和52年)	-	-	-	-	(2)-①-(ア)	食用水産加工品の安定供給を図るため、水産加工施設の改良等に必要な資金の融通を行う。資金の円滑な融通は製造のみならず消費拡大に寄与する。					-
(4) 国産水産物流通促進・消費 拡大総合対策事業 (平成30年度) (主)	-	-	-	706	(2)-①-(ア)	水産加工・流通構造の改善、消費者等に対する魚食普及及び漁業からの水産物供給の平準化の取組を総合的に推進することにより、国産水産物の流通促進と消費拡大が図られ、ひいては魚介類の消費量の維持に資する。					新30-0034
(5) 水産基盤整備事業(直轄) (平成13年度) (主)	3,844 (3,776)	3,246 (3,238)	3,034 (3,015)	3,064	(1)-①-(ア)	国民への水産物の安定供給を図るため、排他的経済水域における漁場整備を実施するとともに、水産基盤整備事業の効果的・効率的実施に資するための調査、技術開発等を実施。 魚礁や増養殖場を整備することにより、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供に寄与する。					0298
(6) 水産基盤整備事業(補助) (平成13年度) (主、関連:30-12)	30,887 (28,399)	29,445 (29,333)	32,392 (32,257)	28,493	(1)-①-(ア) (1)-②-(エ) (1)-②-(オ) (1)-②-(カ) (2)-①-(ウ) (2)-②-(ア)	漁場造成や水域環境の保全、主要施設の耐震・耐津波対策や高度な衛生管理対策(注6)に資する漁港整備等を実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の増産が可能となる。また、岸壁など主要施設の耐震・耐津波対策により、漁村の防災機能の強化や水産業の早期回復体制の構築を図るとともに、衛生管理対策に資する岸壁や荷さばき所等の整備により、水産物の品質の向上や出荷の安定、輸出の拡大に寄与する。					0297
(7) 農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,8,12,14,15,17)	102,624の内数 (102,481の内数)	87,427の内数 (87,348の内数)	77,878の内数 (77,842の内数)	75,039の内数	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) ～(ウ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備の支援。 水産分野では、漁港漁場整備、海岸保全施設整備等とともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的、一体的に実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供が可能となる。 また、海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。					0122

(8)	水産多面的機能発揮対策 (平成25年度) (主、関連:30-12)	2,800 (2,467)	2,800 (1,889)	2,800 (2,012)	2,800	(1)-①-(ア)	水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する活動に対して支援を行う。 水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮により、漁場再生による新たな水産物の提供や生物多様性保全に寄与する。	0304
(9)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連:30-12,14,17)	13,001 (10,899)	10,395 (10,269)	9,715 (9,608)	10,350	(1)-①-(ア)	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。 また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。	0201
(10)	離島漁業再生支援等交付金 (平成22年度) (主)	1,206 (930)	1,206 (963)	1,506 (1,094)	1,506	(1)-①-(ア)	離島漁業の再生を図るため、漁場の生産力向上の取組等を支援する。併せて、初期投資負担を軽減し、離島の新規漁業就業者の定着を図るため、漁船・漁具等のリースの取組及び特定有人国境離島地域における雇用創出のための取組等を支援する。 本事業により、離島の漁業集落において、種苗放流や漁場の管理・改善等の取組が行われ、漁場再生による新たな水産物の提供に寄与する。	0301
(11)	浜の活力再生交付金 (平成17年度) (主、関連:30-20,21)	8,111 (7,706)	6,946 (6,837)	4,342 (4,175)	6,770	(1)-①-(イ) (1)-②-(オ) (2)-①-(ア)	「浜の活力再生プラン」の目標の達成を支援するため、必要に応じたプランの見直し、プランに位置づけられた共同利用施設の整備やプラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策等の取組を支援する。	0299
(12)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30-3,7,8,12,14,15,16,17,18,19)	-	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	10,070 の内数	(1)-①-(イ)	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、漁村の活性化、生活環境の向上が図られ、水産業・漁村の多面的機能の発揮に寄与する。	0204
(13)	漁港海岸事業 (昭和32年度) (主)	674 (674)	812 (792)	643 (642)	699	(1)-②	国民経済上、および民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守るため、または貴重な国土を海岸侵食から守るための海岸保全施設の新設や改良を実施するとともに海岸事業にかかわる調査を実施する。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	0296
(14)	水産物流通調査事業 (平成24年度) (主)	86 (81)	79 (79)	80 (80)	77	(2)-①-(ア)	漁業経営の安定と水産物の安定供給を図るため、漁業者が市場の動向に応じて効率的な生産を行うことができるよう、水産物の需給・価格の動向に関する情報を漁業者等への確に供給する。 調査対象から提供を受けた毎日の水揚げ状況、価格動向等の情報を、迅速に漁業者等に情報提供し、購買側の意向を生産側に伝えることにより、消費拡大に寄与する。	0303
(15)	水産物輸出倍増環境整備対策事業 (平成27年度) (主)	316 (144)	243 (154)	205 (143)	188	(2)-①-(イ)	水産物の輸出に当たっては、輸出先国の衛生条件を満たすことが必要であることから、水産物のフードチェーン全体で輸出体制を強化し、水産物の輸出拡大を図る。 HACCP認定を促進するため、生産海域モニタリング等への支援、水産庁によるEU向けHACCP認定の体制整備等を実施し、水産物の輸出規模の倍増に寄与する。	0307
(16)	漁港機能増進事業 (平成29年度) (主)	-	-	651 (649)	2,594	(1)-①-(イ)	漁港機能の増進を図るため、就労環境の改善や施設の有効活用・安全対策向上等に資する施設整備に対して支援することにより、漁港のストック効果の最大化に寄与する。	0310
(17)	浜と企業の連携円滑化事業 (平成30年度) (主)	-	-	-	126	(1)-①-(ア)	今後の活性化の可能性がある漁場を調査するとともに、浜と企業の連携、参入を促進することによって、漁場及び浜の資源の有効活用が図られ、水産物の増産に資する。	新30-0035
(18)	日本発の水産エコラベル普及推進事業 (平成30年度) (主)	-	-	-	70	(2)-①-(イ)	輸出先国の事業者に対して我が国の水産資源の持続可能性や環境配慮への取組を統一的な規格に基づいて伝達することにより、市場の拡大等が可能となる。	新30-0036
(19)	酸素充填解凍を用いた生鮮用冷凍水産物の高品質化技術開発事業 (平成30年度) (主)	-	-	-	41	(2)-①-(イ)	魚肉の褐変を抑制する方法として酸素充填解凍技術(MAP技術)を確立することにより、養殖魚輸出促進を含めた水産物流通や食品ロスの防止による水産物の効率的な利用の推進に寄与する。	新30-0037

	収用に伴い、代替資産を取得した場合の課税の特例〔所得税等：租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70〕 (20) 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除〔所得税等：租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73〕 (昭和26年度)	< - >	< - >	< - >		(1)-②-(ア)、(イ)	公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等について課税の特例を設け、事業等の円滑な推進を図る。土地等の収用や漁業権の取消等を円滑に行うことにより、海岸事業を支障なく進めることで目標の達成に寄与する。	-
	公害防止用設備等の固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例〔固定資産税・都市計画税：地方税法附則第15条②〕 (昭和44年度)	< 8 >	< 4 >	< 1 >	< - >	(2)-①-(ア)	特定の公害防止関連施設を取得した場合に固定資産税の2/3の税額控除を行うことが出来る。加工業者の負担軽減は適切な需給バランスの確保に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]					40,374 < 102,288 >			
政策の執行額[百万円]								

(注1)「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、< >外書きで記載している。

参考:移替予算に係る政策手段一覧

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成30年行政事業 レビュー 事業番号
	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 復興水産加工工業等販路回 復促進事業 (平成24年度)	951 (858)	1,802 (1,601)	1,291 (1,212)	1,254	-	東北地方太平洋沿岸の地域の基盤産業である水産加工工業の復興支援は、漁村の健全な発展に資するだけでなく、被災し販路を失った水産加工業者の販路回復を支援することは、国民への水産物の安定供給と水産業の健全な発展に寄与するものである。	復-0116
(2) 【参考:復興庁より】 水産基盤整備事業(補助) (平成24年度)	27,268 (24,869)	11,957 (10,572)	13,368 (12,045)	4,145	-	本事業は、被災地の復興に必要な漁港施設の耐震化等を図るものであり、もって、漁業者が安心して漁業活動に従事できるようになるため、漁村の健全な発展に資するものである。	復-0117
(3) 【参考:復興庁より】 農山漁村地域整備交付金 (平成24年度)	9,928 の内数 (3,754 の内数)	11,218 の内数 (7,005 の内数)	13,036 の内数 (9,577 の内数)	9,860 の内数	(1)-②-(ア) ~(ウ)	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	復-0118
(4) 【参考:国土交通省より】 北海道開発事業(補助)のうち 水産基盤整備事業 (昭和26年度)	11,794 (11,631)	12,503 (12,404)	11,187 (11,143)	8,872	(1)-①-(ア) (1)-②-(エ) (1)-②-(オ) (1)-②-(カ) (2)-①-(ウ) (2)-②-(ア)	漁場造成や水域環境の保全、主要施設の耐震・耐津波対策や高度な衛生管理対策に資する漁港整備等を実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の増産が可能となる。また、岸壁など主要施設の耐震・耐津波対策により、漁村の防災機能の強化や水産業の早期回復体制の構築を図るとともに、衛生管理対策に資する岸壁や荷さばき所等の整備により、水産物の品質の向上や出荷の安定、輸出の拡大に寄与する。	国-0417
(5) 【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち水産基 盤整備事業 (昭和28年度)	13,527 (13,077)	14,310 (14,214)	12,424 (12,352)	11,715	(1)-①-(ア) (1)-②-(エ) (1)-②-(オ) (1)-②-(カ) (2)-①-(ウ) (2)-②-(ア)	漁場造成や水域環境の保全、主要施設の耐震・耐津波対策や高度な衛生管理対策に資する漁港整備等を実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の増産が可能となる。また、岸壁など主要施設の耐震・耐津波対策により、漁村の防災機能の強化や水産業の早期回復体制の構築を図るとともに、衛生管理対策に資する岸壁や荷さばき所等の整備により、水産物の品質の向上や出荷の安定、輸出の拡大に寄与する。	国-0413
(6) 【参考:内閣府より】 水産基盤整備に必要な経費 (平成13年度)	4,484 (4,343)	4,150 (4,126)	3,648 (3,542)	3,386	(1)-①-(ア) (1)-②-(エ) (1)-②-(オ) (1)-②-(カ) (2)-①-(ウ) (2)-②-(ア)	漁場造成や水域環境の保全、主要施設の耐震・耐津波対策や高度な衛生管理対策に資する漁港整備等を実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の増産が可能となる。また、岸壁など主要施設の耐震・耐津波対策により、漁村の防災機能の強化や水産業の早期回復体制の構築を図るとともに、衛生管理対策に資する岸壁や荷さばき所等の整備により、水産物の品質の向上や出荷の安定、輸出の拡大に寄与する。	内-0070
(7) 【参考:内閣府より】 地方創生推進交付金 (平成28年度)	-	1,296 (702)	1,124 (1,349)	1,139	(1)-①-(イ) (1)-②-(エ) ~(カ)	地域再生計画に基づき複数の施設を総合的に整備する事業のうち、漁港施設、漁業集落排水施設の整備により、漁業地域の防災機能の強化、漁村の生活環境の改善に寄与する。	内-0030
(8) 【参考:国土交通省より】 離島振興事業 のうち農山漁村地域整備交 付金 (平成22年度) (関連:30-7,8,12,14,15,17)	6,598 の内数 (6,561 の内数)	5,290 の内数 (5,270 の内数)	4,963 の内数 (4,933 の内数)	4,597 の内数	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) ~(ウ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備の支援。 水産分野では、漁港漁場整備、海岸保全施設整備等とともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的、一体的に実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供が可能となる。 また、海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	国-0410
(9) 【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業 のうち農山漁村地域整備交 付金 (平成22年度) (関連:30-7,8,12,14,15,17)	1,836 の内数 (1,836 の内数)	1,784 の内数 (1,784 の内数)	1,625 の内数 (1,625 の内数)	1,430 の内数	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) ~(ウ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備の支援。 水産分野では、漁港漁場整備、海岸保全施設整備等とともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的、一体的に実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供が可能となる。 また、海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	国-0411
(10) 【参考:国土交通省より】 北海道開発事業 のうち農山漁村地域整備交 付金 (平成22年度) (関連:30-7,8,12,14,15,17)	13,350 の内数 (13,328 の内数)	11,826 の内数 (11,820 の内数)	11,588 の内数 (11,581 の内数)	10,584 の内数	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) ~(ウ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備の支援。 水産分野では、漁港漁場整備、海岸保全施設整備等とともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的、一体的に実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供が可能となる。 また、海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	国-0414

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	当該年度に整備した再生漁場及び新規漁場において漁獲される水産物の増産量を、翌年度に各都道府県が行う現地調査等を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)
			達成度合の判定方法	達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)
			達成度合の判定方法	達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)
			達成度合の判定方法	達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(エ)	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(オ)	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(カ)	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	食料需給表(大臣官房食料安全保障課)により把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	財務省貿易統計により把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	漁港漁場整備長期計画	漁港漁場整備長期計画とは、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の3の規定に基づき、5年を一期として閣議決定しているもの。計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を規定している。
注2	社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を定める。
注3	水産業・漁村の多面的機能	水産業及び漁村の有する水産物を供給するという本来的機能以外の多面にわたる機能をいい、物質循環の補完、生態系の保全、生命・財産の保全、交流の場の提供、地域社会の維持・形成などがある。
注4	水産物の流通拠点となる漁港	主要な水産物の産地市場を開設している漁港。
注5	水産物の生産拠点となる漁港	地域の中核的な生産活動等が行われる地区に存在する漁港。
注6	高度な衛生管理対策	水産物の高度な衛生管理とは、陸揚げから流通・加工の一連の処理過程で、細菌等の混入を防ぐなどの管理の徹底を図ること。具体的には、漁港における衛生管理基準に基づき、清浄海水導入施設の整備による陸揚げ処理水等の管理、排水処理施設の整備による港内水質管理、排水の滞留防止、鳥獣侵入防止施設など荷捌所における危害侵入防止、異物混入防止、屋外作業時の風雨等による危害侵入防止等の徹底を図り、その達成状況は、都道府県知事等の漁港管理者が判断する。